

坂戸、鶴ヶ島水道企業団給水装置施工基準(材料編)の変更内容

令和7年4月1日

頁	名称	口径	変更内容
8	サドル付分水栓DCIP・HIVP用	φ 75～350×20、25 DCIP用	口径表示変更
		φ 40～100×20、25 HIVP用	口径表示変更
9		φ 75～350×30～50 DCIP用	口径表示変更
		φ 75、100×30～50 HIVP用	口径表示変更
10	サドル付分水栓DCIP・ACP用	φ 100、150×20、25 CA用	口径表示変更
11		φ 75～150×20、25 CA用	口径表示変更
		φ 200～350×20、25 DCIP用	口径表示変更
12		φ 75～150×30～50 CA用	口径表示変更
13-2	サドル付分水栓HIVP用	φ 40～100×20、25	新規承認
14		φ 50×30	栗本商事(株)削除
17	サドル付分水栓HPPE用 (鋳鉄製バンド)	φ 75～150×30～50	φ 150追加承認
18			φ 150追加承認、図面追加
19			φ 150追加承認
20		φ 75～100×30～50	削除
26	EFプラグ付サドル (融着)	φ 50×20、25 φ 75～150×20、25、50JW	φ 150追加承認
26-2	止水機能付きEFサドル (融着)	φ 50～150×20、25	φ 150追加承認
26-3		φ 75～150×50JW	φ 150追加承認
28	伸縮可とう継手	φ 50(HPPE用)	削除
31	防食コア	φ 20～50	削除
37	仕切弁(ソフトシール)	φ 30～40	削除
51	丙止水栓	φ 13～25・φ 20×13(ボール式盗水防止型)	削除
92	丸ハンドル仕切弁 (ソフトシール)	φ 25	削除
93		φ 30～50	削除
131	伸縮可とう離脱防止継手	φ 13～40	新規承認
132			新規承認
133			新規承認
134			新規承認
135			新規承認
※14、20、28～93は、令和7年1月より栗本商事株式会社撤退による。			
※131～135は、令和6年7月16日より承認。			